

別 紙

相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第 66 条の 4《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》第 1 項若しくは第 68 条の 88《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》第 1 項の規定に基づく課税又は相手国におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>ト .....</p> <p>チ <u>連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成 17 年 4 月 28 日付査調 7 - 4 ほか 3 課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)」において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</u></p> <p>リ <u>事前確認 移転価格事務運営要領 1 - 1 (22)に規定する事前確認（移転価格事務運営要領 5 - 2 2 において本支店間取引について準用する場合を含む。）若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領 1 - 1(24)に規定する事前確認又は相手国におけるこれらに類するものをいう。</u></p> <p>ヌ <u>確定申告書 所得税法第 2 条第 1 項第 37 号及び法人税法第 2 条第 31 号に規定する確定申告書、相続税法第 1 条の 2 第 2 号及び第 3 号に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p>ル <u>連結確定申告書 法人税法第 2 条第 31 号の 3 に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</u></p> <p>ヲ <u>個別帰属額等の届出書 法人税法第 81 条の 25 第 1 項及び第 2 項の規定によ</u></p>	<p>第 1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第 66 条の 4《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》第 1 項の規定に基づく課税又は相手国におけるこれに類する課税をいう。</p> <p>ト .....</p> <p>チ <u>事前確認 移転価格事務運営要領 1 - 1 (16)に規定する事前確認（移転価格事務運営要領 5 - 22 において本支店間取引について準用する場合を含む。）又は相手国におけるこれに類するものをいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>り連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</u></p> <p>ワ 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p> <p>カ 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>ク 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人をいう。</p> <p>ク 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人をいう。</p> <p>レ <u>連結親法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。</u></p> <p>ソ <u>連結子法人 法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。</u></p> <p>ツ <u>連結法人 法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。</u></p> <p>ネ .....</p> <p>ナ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>エ .....</p> <p>ム .....</p> <p>ウ .....</p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領</p>	<p>リ 居住者 所得税法第2条第1項第三号に規定する居住者をいう。</p> <p>ヌ 非居住者 所得税法第2条第1項第五号に規定する非居住者をいう。</p> <p>ル 内国法人 法人税法第2条第三号に規定する内国法人をいう。</p> <p>ク 外国法人 法人税法第2条第四号に規定する外国法人をいう。</p> <p>ワ .....</p> <p>カ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項に規定する国外関連者又は相手国の移転価格課税に関する法令上これに類する者をいう。</p> <p>ク .....</p> <p>ク .....</p> <p>レ .....</p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領に規定する事前確認の申出を行うとともに</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する事前確認の申出を行うとともに、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>八 .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>ヘ .....</p> <p>ト .....</p>	<p>に、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>八 .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>ヘ .....</p> <p>ト .....</p>
<p>4 期間制限</p> <p>.....</p>	<p>4 期間制限</p> <p>.....</p>
<p>5 事前相談</p> <p>.....</p> <p>事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課（<u>移転価格事務運営要領 5 - 6 又は連結法人に係る移転価格事務運営要領 5 - 6</u>に規定する局担当課をいう。）は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>（注）事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので（<u>移転価格事務運営要領 5 - 6 又は連結法人に係る移転価格事務運営要領 5 - 6 参照</u>）、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>庁相互協議室は、の相談に応じた場合には、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議の合意内容に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書（<u>連結法人に係る場合には、連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書</u>）、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類（以下「確定申告書等」という。）の保存措置を講じることを求める。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>5 事前相談</p> <p>.....</p> <p>事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課（<u>移転価格事務運営要領 5 - 6</u>に規定する局担当課をいう。）は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>（注）事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので（<u>移転価格事務運営要領 5 - 6 参照</u>）、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>庁相互協議室は、の相談に応じた場合には、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議の合意内容に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類（以下「確定申告書等」という。）の保存措置を講じることを求める。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>6 相互協議の申立ての手続</p>	<p>6 相互協議の申立ての手続</p>

改正後	改正前
<p>相互協議の申立ては、「<u>相互協議申立書</u>」(別紙様式1)2部及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)1部を、<u>納税地の所轄税務署長</u>に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、<u>連結子法人の取引に対する課税に係る相互協議及び連結子法人とその国外関連者との間における取引を対象とする事前確認の申出に係る相互協議については、その連結子法人の連結親法人が納税地の所轄税務署長に申立てを行うことにより行われるものとする。</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ 申立てが我が国又は相手国における移転価格課税に係るものである場合には、イに掲げる資料に加え、<u>当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</u></p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>へ ……………</p> <p>申立者の納税地の所轄税務署長は、收受した相互協議申立書の1部を保管するとともに、他の1部及び添付資料を庁相互協議室に送付する。</p> <p>(注)相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、<u>確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人又は確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領5-1から5-5又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-1から5-5まで参照)。</u></p> <p>7 確定申告書等の保存措置等</p> <p>庁相互協議室は、6により相互協議申立書及び添付資料の送付を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を相互協議申立書の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、<u>申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るも</u></p>	<p>相互協議の申立ては、<u>相互協議申立書</u>(別紙様式1)2部及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)1部を、<u>所轄税務署長</u>に提出することにより行われるものとする。</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ 申立てが我が国又は相手国における移転価格課税に係るものである場合には、イに掲げる資料に加え、<u>申立者とその国外関連者との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</u></p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>へ ……………</p> <p>所轄税務署長は、收受した相互協議申立書の1部を保管するとともに、他の1部及び添付資料を庁相互協議室に送付する。</p> <p>(注)相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、<u>確認申出書に添付され、所轄税務署長(調査課所管法人が確認申出法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領5-1から5-5まで参照)。</u></p> <p>7 確定申告書等の保存措置等</p> <p>庁相互協議室は、6により相互協議申立書及び添付資料の送付を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を相互協議申立書の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、<u>確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>のである場合には、<u>申立者及び当該連結子法人</u>の確定申告書等の保存措置を講じ ることを求める。</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、<u>庁主管課から</u> の指示を受けた場合には、<u>申立者の納税地の所轄税 務署長(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、 申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)</u>に必要な指 示を行う。</p>	<p>.....</p> <p>局関係課は、<u>庁主管課から</u> の指示を受けた場合には、<u>所轄税務署長に必要な 指示を行う。</u></p>
<p>8 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>8 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>9 資料の提出</p> <p>.....</p>	<p>9 資料の提出</p> <p>.....</p>
<p>10 翻訳資料の提出</p> <p>.....</p>	<p>10 翻訳資料の提出</p> <p>.....</p>
<p>11 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、<u>申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法 人に係るものである場合には、申立者又は連結子法人)</u>に、添付資料その他の提出資 料についての説明を求める。</p>	<p>11 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、<u>申立者に、添付資料その他の提出資料についての 説明を求める。</u></p>
<p>12 提出資料等の変更等の連絡</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>12 提出資料等の変更等の連絡</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>13 相手国の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>.....</p>	<p>13 相手国の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ .....</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領に規定する事前確認の申出を行っていない場合</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>イ .....</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領に規定する事前確認の申出を行っていない場合</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>14 <u>法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</u></p> <p>(1) <u>相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立ての対象となった取引等を有する連結法人が他のグループの連結法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は、当該連結法人の連結親法人に対し、速やかに「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)3部を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出するよう求める。</u></p> <p>(2) <u>相互協議申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)3部を納税地の所轄税務署長に提出するよう求める。</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)により届出書の提出を受けた場合には、所轄税務署長は、当該届出書1部を保管するとともに、相互協議申立書の提出を行った法人の納税地の所轄税務署長及び庁相互協議室へ各1部送付する。</u></p> <p>(4) <u>庁相互協議室は(3)により届出書の送付を受けた場合には、写しを添付して庁主管課に通知するとともに相手国の権限ある当局へも通知する。</u></p> <p>(5) <u>庁主管課は(4)により通知を受けた場合には、局関係課に通知する。</u></p> <p>(6) <u>届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、その納税地の所轄税務署長に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については相互協議の事務運営指針の規定を適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>15 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p>	<p>14 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p>

改 正 後	改 正 前
<p>庁相互協議室は、申立者（当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下 15 において同じ。）からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p> <p>16 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>17 相互協議の合意の通知</p> <p>.....、「相互協議の合意について（通知）」（別紙様式 2）により.....</p> <p>庁相互協議室は、申立者に の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課及び申立者の納税地の所轄税務署長に通知する。</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p> <p>18 相互協議の終了</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ 16 の確認を.....</p> <p>ト .....</p> <p>.....「相互協議の終了について（通知）」（別紙様式 3）により.....</p> <p>庁相互協議室は、申立者に の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び申立者の納税地の所轄税務署長に通知する。</p>	<p>庁相互協議室は、申立者からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p> <p>15 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>16 相互協議の合意の通知</p> <p>.....、別紙様式 2 により.....</p> <p>庁相互協議室は、申立者に の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課及び所轄税務署長に通知する。</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p> <p>17 相互協議の終了</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p> <p>ニ .....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ 15 の確認を.....</p> <p>ト .....</p> <p>.....別紙様式 3 により.....</p> <p>庁相互協議室は、申立者に の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び所轄税務署長に通知する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>19 相互協議の申立ての取下げ  .....、<u>17</u> の通知(相互協議の合意の通知)又は <u>18</u> の通知(相互協議の終了の通知)を.....  相互協議申立ての取下げは、「<u>相互協議申立ての取下書</u>」(別紙様式4)2部を、<u>申立者の納税地の所轄税務署長</u>に提出することにより行われるものとする。  <u>申立者の納税地の所轄税務署長</u>は、收受した相互協議申立ての取下書1部を保管するとともに、他の1部を庁相互協議室に送付する。  .....</p> <p>20 確定申告書等の保存措置の解除  .....  .....  局関係課は、庁主管課からの指示を受けたときは、<u>申立者の納税地の所轄税務署長</u>(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、<u>申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長</u>)に必要な指示を行う。</p> <p>第3 相手国の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>21 相互協議の申入れがあった場合の手続  .....<u>22</u> から <u>24</u> までに.....  イ .....  ロ .....  ハ .....  ニ .....  ホ .....  ヘ .....  ト .....  チ .....</p>	<p>18 相互協議の申立ての取下げ  .....、<u>16</u> の通知(相互協議の合意の通知)又は <u>17</u> の通知(相互協議の終了の通知)を.....  相互協議申立ての取下げは、<u>相互協議申立ての取下書</u>(別紙様式4)2部を、<u>所轄税務署長</u>に提出することにより行われるものとする。  <u>所轄税務署長</u>は、收受した相互協議申立ての取下書1部を保管するとともに、他の1部を庁相互協議室に送付する。  .....</p> <p>19 確定申告書等の保存措置の解除  .....  .....  局関係課は、庁主管課からの指示を受けたときは、<u>所轄税務署長</u>に必要な指示を行う。</p> <p>第3 相手国の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p> <p>20 相互協議の申入れがあった場合の手続  .....<u>21</u> から <u>23</u> までに.....  イ .....  ロ .....  ハ .....  ニ .....  ホ .....  ヘ .....  ト .....  チ .....</p>



改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>22</u> 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>28</u>に定める.....</p> <p><u>23</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続（内国法人の場合）</p> <p>相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人を取引の当事者とする事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>.....</p> <p>.....<u>28</u>に定める.....</p> <p><u>24</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続（外国法人の場合）</p> <p>.....</p> <p>.....、<u>21</u>イ及びロ.....、その後の手続は<u>21</u>及び並びに<u>26</u>から<u>29</u>までに定めるところによる。</p> <p>.....<u>28</u>に定める.....</p> <p><u>25</u> 源泉所得税に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p> <p>.....</p> <p><u>26</u> 資料の提出等</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>21</u> 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>27</u>に定める.....</p> <p><u>22</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続（内国法人の場合）</p> <p>相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人を取引の当事者とする事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>.....</p> <p>.....<u>27</u>に定める.....</p> <p><u>23</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続（外国法人の場合）</p> <p>.....</p> <p>.....、<u>20</u>イ及びロ.....、その後の手続は<u>20</u>及び並びに<u>25</u>から<u>28</u>までに定めるところによる。</p> <p>.....<u>27</u>に定める.....</p> <p><u>24</u> 源泉所得税に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p> <p>.....</p> <p><u>25</u> 資料の提出等</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p><u>27</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、<u>申立者の納税地の所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</u></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>28</u> 相互協議の終了</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ <u>22</u> の確認を行った場合において、当該内国法人（<u>連結子法人</u>にあつては、<u>その連結親法人</u>）が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ <u>23</u> の確認を行った場合において、当該内国法人（<u>連結子法人</u>にあつては、<u>その連結親法人</u>）が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p> <p>ニ <u>24</u> の確認.....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p> <p>ト .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>29</u> 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>.....、<u>21</u> により.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p><u>26</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、<u>所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</u></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>27</u> 相互協議の終了</p> <p>.....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ <u>21</u> の確認を行った場合において、当該内国法人が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ <u>22</u> の確認を行った場合において、当該内国法人が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p> <p>ニ <u>23</u> の確認.....</p> <p>ホ .....</p> <p>へ .....</p> <p>ト .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>28</u> 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>.....、<u>20</u> により.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p><u>30</u> 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>.....</p> <p>(注).....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務 運営要領5 - 19 <u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5 - 19</u> に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国の権限ある当局に 当該合意の取消しを求める場合</p> <p><u>31</u> 確定申告書等の保存措置等</p> <p>.....、<u>30</u>の申入れを.....</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、<u>相互協議の申入れの対象 となった居住者・内国法人等(当該申入れが連結子法人に係るものである場合には、 その連結親法人及び当該連結子法人)の所轄税務署長に必要な指示を行う。</u></p> <p><u>26</u>から<u>29</u>までは、<u>30</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>32</u> 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>庁相互協議室は、相手国の権限ある当局に <u>30</u>の申入れを行った場合には、当該 相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等(当該課税の対象であ る取引の当事者の内国法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下 <u>32</u>において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法 人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>	<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p><u>29</u> 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>.....</p> <p>(注).....</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務 運営要領5 - 19 に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国 の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p><u>30</u> 確定申告書等の保存措置等</p> <p>.....、<u>29</u>の申入れを.....</p> <p>.....</p> <p>局関係課は、庁主管課から の指示を受けた場合には、所轄税務署長に必要な 指示を行う。</p> <p><u>25</u>から<u>28</u>までは、<u>29</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>31</u> 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>庁相互協議室は、相手国の権限ある当局に <u>29</u>の申入れを行った場合には、当該 相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等(当該課税処分が移 転価格課税に係るものであるときは、当該課税の対象である取引の当事者である <u>内国法人等</u>)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法人等 に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ .....</p> <p>ロ .....</p> <p>ハ .....</p>

改 正 後	改 正 前
二 ..... 水 ..... ..... .....	二 ..... 水 ..... ..... .....

改正後				改正前			
別表				別表			
相互協議の申立てに期間制限のある条約				相互協議の申立てに期間制限のある条約			
相手国	申立ての期間制限	相手国	申立ての期間制限	相手国	申立ての期間制限	相手国	申立ての期間制限
アメリカ合衆国	3年以内	ハンガリー	3年以内	イスラエル	3年以内	ハンガリー	3年以内
イスラエル	3年以内	バングラデシュ	3年以内	インド	3年以内	バングラデシュ	3年以内
インド	3年以内	フィリピン	3年以内	インドネシア	3年以内	フィリピン	3年以内
インドネシア	3年以内	フランス	3年以内	ヴェトナム	3年以内	フランス	3年以内
ヴェトナム	3年以内	ブルガリア	3年以内	カナダ	2年以内	ブルガリア	3年以内
カナダ	2年以内	ポーランド	3年以内	シンガポール	3年以内	ポーランド	3年以内
シンガポール	3年以内	マレーシア	3年以内	スウェーデン	3年以内	マレーシア	3年以内
スウェーデン	3年以内	南アフリカ共和国	3年以内	タイ	3年以内	南アフリカ共和国	3年以内
タイ	3年以内	メキシコ	3年以内	大韓民国	3年以内	メキシコ	3年以内
大韓民国	3年以内	ルクセンブルグ	3年以内	中華人民共和国	3年以内	ルクセンブルグ	3年以内
中華人民共和国	3年以内	旧ソ連邦	3年以内	ノールウェー	3年以内	旧ソ連邦	3年以内
ノールウェー	3年以内						
注1：上記の申立ての期間制限は、条約に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から起算する。				注1：上記の申立ての期間制限は、条約に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から起算する。			
注2：旧ソ連邦条約は、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシアにそれぞれ適用される。				注2：旧ソ連邦条約は、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシアにそれぞれ適用される。			

改 正 後

改 正 前

別紙様式 1

相互協議申立書

整理番号	
連絡グループ整理番号	

税務署受付印  平成 年 月 日  国税庁長官 殿	郵政法人 (フリガナ) 法人名又は氏名		印
	連単 納税地	〒 -	
	親法 (フリガナ) 法人の代表者氏名		印
	法人 (フリガナ) 責任者氏名 (役職名) 電話( ) - (内線 )		
	事業種目		資本金 百万円

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - ( 局 署 )
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名 (役職名) 電話( ) -	

相互協議申立ての理由	事前確認 我が国課税 相手国課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) その他
------------	--

相互協議の相手国	
----------	--

国外関連者	名 称	
	本店所在地	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	相手国での相互協議申立ての有無	有 (西暦 年 月 日) 無

申立ての対象となる所得金額等				
(連結)事業年度(年分) 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日	円換による表示(我が国課税及び相手国課税の場合)		相手国通貨による表示(相手国課税の場合)	
	所得金額 百万円	税額 百万円	所得金額 通貨単位	税額 通貨単位
合 計				

別紙様式 1

相互協議申立書

税務署受付印  平成 年 月 日  国税庁長官 殿	納税地	
	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
	(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
	(フリガナ) 責任者氏名 (役職名) 電話( ) - (内線 )	
	事業種目	資本金 百万円

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

相互協議の相手国	
----------	--

(申立ての対象となる事業の概要及び申立ての理由)			

国外関連者 (名称) (本店所在地) (申立者との関係) (相手国での協議の申立ての有無) 1 有 ( 年 月 日 ) 2 無	申立ての対象となる所得金額等 (外国による課税の場合には相手国通貨による額も記載。)		
	事業年度(年分)	所得金額 百万円	税 額 千円
	添付書類	合 計	

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※税務署処理欄	整理番号	国税庁相互協議室への発送日
---------	------	---------------

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

改 正 後

改 正 前

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - ( 局 署 )
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責 任 者 氏 名	( 役 職 名 ) 電 話 ( ) -
	事 業 種 目	
国 外 関 連 者	名 称	
	本 店 所 在 地	
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係	
相手国での相互協議申立ての有無		有 (西暦 年 月 日) 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 \_\_\_\_\_ 印

税 務 署 处 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 号	整 理 簿	国 際 相 互 協 議 室 へ の 発 送 日	備 考
-------------	-----	-------	-------	-------	-------------------------	-----

相 互 協 議 室 处 理 欄	整 理 番 号	備 考
-----------------	---------	-----

改 正 後	改 正 前										
<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税条約実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書2部及び添付資料1部を、<u>申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</u></p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。<u>連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。</u></p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。</p> <p>「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次葉に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="264 582 918 651"> <thead> <tr> <th>相互協議の理由</th> <th>対象取引の当事者</th> <th>「申立法人」欄</th> <th>「連結子法人」欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">課税・事前確認</td> <td>連結親法人</td> <td rowspan="2">連結親法人</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>連結子法人</td> <td>要記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 「国外関連者」欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「<u>国外関連者</u>」が複数ある場合には、<u>次葉に記載してください。</u></p> <p>(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を（<u>連結</u>）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</p> <p>なお、源泉所得税額については金額の頭部に「<u>源</u>」と表示してください。</p> <p>（注）この申立てが相手国における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（<u>連結</u>）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」といいます。）により円換算し、その円換算額を「相手国通貨による表示」欄に通貨単位と共に記載してください。</p> <p>(6) <u>（次葉の）「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者が複数ある場合に記載してください。</u></p> <p>4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立書又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約実施特例省令第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立書又はその国外関連者が相手国の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 相互協議の申立てについては、国税庁相互協議室（相互協議第一係：03-3581-4161（代表））で事前相談に応じています。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成17年6月8日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>）でも閲覧できます。</p>	相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄	課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要	連結子法人	要記載	<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税条約実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書2部及び添付資料1部を、納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 責任者氏名欄は、この申立てに係る責任者の氏名、電話番号を記載してください。</p> <p>(2) 「申立ての対象となる事実の概要」欄は、この申立ての対象となる事実及び申立ての理由を簡記してください。</p> <p>(3) 国外関連者欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。</p> <p>(4) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国における課税により増加した所得金額及び税額（その事実が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</p> <p>なお、源泉所得税額については金額の頭部に「<u>源</u>」と表示してください。</p> <p>（注）この申立てが相手国における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」といいます。）により円換算し、その円換算額を相手国通貨による金額と併せて記載してください。</p> <p>4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立書又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、申立書とその国外関連者との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約実施特例省令第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立書又はその国外関連者が相手国の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 相互協議の申立てについては、国税庁相互協議室（相互協議第一係：03-3581-4161（代表））で事前相談に応じています。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日官協他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手できます。又、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>）でも閲覧できます。</p>
相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄								
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要								
	連結子法人		要記載								



改正後

別紙様式 2  
官協 -  
平成 年 月 日

法人名及び法人の代表者氏名  
又は  
氏 名 殿

国 税 庁 長 官

相互協議の合意について（通知）

貴社（あなた）から平成 年 月 日付で申立てのあった下記1の法人に係る  
相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
  - (1) 申立て対象取引を有する法人名
  - (2) 相手国
  - (3) 申立ての内容
- 2 合意内容

改正前

別紙様式 2

官協 ○ - ○  
平成○年○月○日

納 税 地	
法 人 名 及 び 法人の代表者氏名 又 は 氏 名	殿

国 税 庁 長 官

○ ○ ○ ○

相互協議の合意について（通知）

貴社（あなた）が平成 年 月 日に行った下記1の相互協議の申立てについて  
は、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
  - (1) 相手国
  - (2) 申立ての内容
- 2 合意内容

改正後

別紙様式 3  
官協 -  
平成 年 月 日

法人名及び法人の代表者氏名  
又は  
氏 名 殿

国 税 庁 長 官

相互協議の終了について（通知）

貴社（あなた）から平成 年 月 日付で申立てのあった下記1の法人に係る相互協議については、下記2の理由により合意に至ることなく相互協議を終了しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
  - (1) 申立て対象取引を有する法人名
  - (2) 相手国
  - (3) 申立ての内容
- 2 相互協議を終了した理由

改正前

別紙様式 3  
官協 ○ - ○  
平成○年○月○日

納 税 地	
法 人 名 及 び 法人の代表者氏名 又は 氏 名	殿

国 税 庁 長 官

○ ○ ○ ○

相互協議の終了について（通知）

貴社（あなた）が平成 年 月 日に行った下記1の相互協議の申立てについては、下記2の理由により合意に至ることなく相互協議を終了しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
  - (1) 相手国
  - (2) 申立ての内容
- 2 相互協議を終了した理由

改正後

別紙様式 4

相互協議申立ての取下書

整理番号	
連絡先電話番号	

税務署受付印  平成 年 月 日  国税庁長官 殿	貴法人 (フリガナ) 法人名又は氏名 印
	連 結 体 納 税 地 〒 -
	親 法 (フリガナ) 法人の代表者氏名 印
	法 人 (フリガナ) 責任者氏名 (役職名) 電話 ( ) - (内線 )
	事 業 種 目 資 本 金 百万円

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部(一部))を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名
	本店又は主たる 事務所の所在地 〒 - ( 局 署 )
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名
	責 任 者 氏 名 ( 役 職 名 ) 電 話 ( ) -
	事 業 種 目

(一部取下げの場合の取り下げる事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 務 署 署 名 押 印	印
---------------	---

税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 務 号	整 理 簿	国 税 庁 相 互 協 議 室 へ の 発 送 日	備 考
-------------	-----	-------	-------	-------	---------------------------	-----

相 互 協 議 室 処 理 欄	整 理 番 号	備 考
-----------------	---------	-----

改正前

別紙様式 4

相互協議申立ての取下書

税務署受付印  平成 年 月 日  国税庁長官 殿	納 税 地 (ふりがな) 法人名又は氏名 印
	(ふりがな) 法人の代表者氏名 印
	(ふりがな) 責任者氏名 (役職名) 電話 ( ) - (内線 )
	事 業 種 目 資 本 金 百万円

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部(一部))を取り下げます。

(一部取下げの場合の取り下げる事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	国 税 庁 相 互 協 議 室 へ の 発 送 日
---------------	---------	---------------------------

※ 相 互 協 議 室 処 理 欄	整 理 番 号	備 考
-------------------	---------	-----

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条（租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続）若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税条約実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書2部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が法人であった場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成17年6月8日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>）でも閲覧できます。</p>	<p>（新設）</p>

改正後

改正前

別紙様式 5

連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書  
 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

整理番号	
連結グループ整理番号	

税務署受付印   平成 年 月 日   国税庁長官 殿	届出法人 (フリガナ) 法人名		
	連単 納税地	〒 -	
	結体 (フリガナ) 代表者氏名		
	親法 (フリガナ) 責任者氏名	印	
	法人 (フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	
	事業種目	電話 ( ) - (内線 ) 資本金 百万円	
連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日		年 月 日	

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況	申出法人 (フリガナ) 法人名		
	単連 本店又は主たる事務所の所在地	〒 - ( 局 署 )	
	結体 (フリガナ) 代表者氏名		
	法人 責任者氏名	(役職名)	
	事業種目	電話 ( ) - 資本金 百万円	
	相互協議申立書提出年月日	年 月 日	
	相互協議申立ての理由	事前確認 我が国課税 相手国課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) その他	
	相互協議の相手国		
	国外関係 名称 本店所在地 申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係		

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

税務署処理欄	部門	決算期	業種号	整理簿	届出が相互協議への発生日	備考
--------	----	-----	-----	-----	--------------	----

相互協議室処理欄	整理番号		備考
----------	------	--	----

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</u></p> <p>1 この届出書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条（租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手續）の規定に従って、我が国の内国法人又は連結法人が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が納税地の所轄税務署長に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が納税地の所轄税務署長に速やかに3部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの「にレ印を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の「にレ印を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手續について」（事務運営指針）（平成17年6月8日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>